

## 憲法 出題趣旨

### 第1期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第14条・同第24条が保障する法の下での平等に関する問題のうち、これまで民法第733条が規定していた女性のみの再婚禁止期間の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、事案の分析、憲法問題の提示、違憲審査基準の設定、当該法令の合憲性の具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

### 第2期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識の修得がまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、刑事施設に未決拘禁者として収容されている者の新聞紙の閲読の自由とその制限に関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的理解を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、憲法問題の提示、説得力ある法的構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

### 第3期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第29条が保障する財産権に関する問題のうち、株主の短期売買差益の返還請求制度というテーマをめぐる具体的事例を提示し、同テーマに関する判例の立場や学説の見解をふまえ、事案の分析、憲法問題の提

示、違憲審査基準の設定、当該法令の合憲性の具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

#### 第4期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識の修得がまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、街路樹等への広告物の掲出禁止を定めた屋外広告物条例違反による罰則の適用が争われた憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

#### 第5期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解と共に、様々な実定法上の制度につき提起されている基本的な法的問題の把握、並びにかかる問題についての判例及び学説の見解の体系的知識の修得がまず求められるが、かかる判例や学説の基本的立場や論理展開を、法的考察の作法に則って、論述という形で適切に検討できる能力も求められる。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、教科書検定制度をめぐる憲法上の論点、及びそれらの論点に関する最高裁判所判決（最高裁判所平成5年3月16日・民集47巻5号3483頁等）の立場についての知識を問うとともに、学説の見解をもふまえ、同制度をめぐる憲法問題につき、法的考察の作法に則って、論述という形で適切な検討を行う能力を問うところにある。